



新	旧																		
<p>(P8)</p> <p>ウ 平成29年度変更</p> <p>(7) 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催日</th> <th style="text-align: center;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)</td> <td>▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更認定申請日</th> <th style="text-align: center;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月〇〇日(〇)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更認定日</th> <th style="text-align: center;">変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月〇〇日(〇)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)	▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等	(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等	(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	変更認定申請日	認定申請先	平成30年3月〇〇日(〇)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成30年3月〇〇日(〇)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	<p>新規追加</p>
開催日	主な検討内容																		
(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)	▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等																		
(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																		
(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等																		
(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																		
変更認定申請日	認定申請先																		
平成30年3月〇〇日(〇)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																		
変更認定日	変更認定																		
平成30年3月〇〇日(〇)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																		

■新旧対照表

新	旧
<p>(P9)</p> <div data-bbox="271 325 981 1366"> <p>第1章 小田原市の歴史的風致形成の背景</p> <p>1 自然及び社会的環境</p> <p>(1) 位置</p> <p>本市は神奈川県西南部、東京から南西へ約80kmの距離に位置する。市域は、東西17.5km・南北16.9km、面積114.06km² (11,406ha)で、神奈川県全体の面積の4.7%を占めている。県内の市では、横浜市・相模原市・川崎市に次いで4番目の広さを有している。</p> <p>市庁舎の位置は、北緯35度15分41秒、東経139度9分21秒(日本測地系)である。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町とそれぞれ接している。本市を含む一帯は、湘南地域の西側に位置することから西湘地域とも呼ばれ、中・近世以降神奈川県西部の中核的な都市として小田原城を中心に発展してきた。</p>  <p>小田原市位置図</p> <p>(2) 地勢・気候</p> <p>市域の地形は、南西部に箱根外輪山から延びる山地・斜面・台地が広がり、東部は大磯丘陵に相当する丘陵地帯となっている。中央部には酒匂川が南北に貫流し、その両岸に足柄平野が形成されている。また、南部は相模湾に面しているなど、市域は変化に富んだ地形から構成されている。</p> <p>気候は、背後に山地を控え、南部に相模湾を望んでいることから、年平均気温16度前</p> </div>	<p>(P8)</p> <div data-bbox="1272 312 1989 1366"> <p>第1章 小田原市の歴史的風致形成の背景</p> <p>1 自然及び社会的環境</p> <p>(1) 位置</p> <p>本市は神奈川県西南部、東京から南西へ約80kmの距離に位置する。市庁舎の位置は、北緯35度15分41秒、東経139度9分21秒(日本測地系)である。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町とそれぞれ接している。本市を含む一帯は、湘南地域の西側に位置することから西湘地域とも呼ばれ、中・近世以降神奈川県西部の中核的な都市として小田原城を中心に発展してきた。</p>  <p>小田原市位置図</p> <p>(2) 地勢・気候</p> <p>市域は、東西17.5km・南北16.9km、面積114.06km² (11,406ha)で、神奈川県全体の面積の4.7%を占めている。県内の市では、横浜市・相模原市・川崎市に次いで4番目の広さを有している。</p> <p>市域の地形は、南西部に箱根外輪山から延びる山地・斜面・台地が広がり、東部は大磯丘陵に相当する丘陵地帯となっている。中央部には酒匂川が南北に貫流し、その両岸に足柄平野が形成されている。また、南部は相模湾に面しているなど、市域は変化に富んだ地形から構成されている。</p> <p>気候は、背後に山地を控え、南部に相模湾を望んでいることから、年平均気温16度前</p> </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P40)</p> <p>るようになった。明治39年(1906)には、益田孝が板橋に「掃雲台」を営み、野崎広太(幻庵)、室田義文(頑翁)、横井半三郎(飯後庵)など別荘をもって小田原に居住した人たちと交流を深め、小田原に近代の茶人文化が興隆した。</p> <p>益田に導かれて茶の湯の世界に入った実業家松永安左エ門(耳庵)は、昭和21年(1946)、板橋の地に老樗荘を造営、移住し、茶会に茶人、政治家、学者など当時の著名人を多く招いていた。また、松永は自身の収集した茶道具などの美術品を展覧するため、昭和34年(1959)に瀟洒で洗練された外観の松永記念館を創建、翌年には土蔵風の白亜の収蔵庫や、奈良東大寺にあった蓮池など貴重な石造遺物をちりばめた庭園を整備した。これらの施設は、平成12年(2000)に国登録有形文化財に登録された老樗荘、葉雨庵(南町にあった野崎の別邸自怡荘内に大正13年(1924)に建築され、昭和61年(1986)に庭園内に移築)などとともに、近代の茶人として、また美術品コレクターとしての松永の事績を知ることができる施設として整備され、現在も地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素となっている。また、その周辺には、野崎や松永らの茶器類の調達に深く関わりのあった江嶋屋陶器店(茶商「江嶋」の暖簾分けを受けて開業)などがある。</p> <p>加えて、こうした人々によって茶会などが数多く催された小田原では、和菓子も豊富に作られた。幕末の小田原城主であった大久保氏は茶道を好み、城に菓子を納める職人「菓子匠」を商人の中でも優遇するなど、多くの菓子職人が小田原に集まり、茶の湯文化の興隆にあわせて和菓子の文化も生み出されていった。</p>	<p>(P39)</p> <p>るようになった。明治39年(1906)には、益田孝が板橋に「掃雲台」を営み、野崎広太(幻庵)、室田義文(頑翁)、横井半三郎(飯後庵)など別荘をもって小田原に居住した人たちと交流を深め、小田原に近代の茶人文化が興隆した。</p> <p>益田に導かれて茶の湯の世界に入った実業家松永安左エ門(耳庵)は、昭和21年(1946)、板橋の地に老樗荘を造営、移住し、茶会に茶人、政治家、学者など当時の著名人を多く招いていた。また、松永は自身の収集した茶道具などの美術品を展覧するため、昭和34年(1959)に瀟洒で洗練された外観の松永記念館を創建、翌年には土蔵風の白亜の収蔵庫や、奈良東大寺にあった蓮池など貴重な石造遺物をちりばめた庭園を整備した。これらの施設は、平成12年(2000)に国登録有形文化財に登録された老樗荘、葉雨庵(南町にあった野崎の別邸自怡荘内に大正13年(1924)に建築され、昭和61年(1986)に庭園内に移築)などとともに、近代の茶人として、また美術品コレクターとしての松永の事績を知ることができる施設として整備され、現在も地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素となっている。</p> <p>加えて、こうした人々によって茶会などが数多く催された小田原では、和菓子も豊富に作られた。幕末の小田原城主であった大久保氏は茶道を好み、城に菓子を納める職人「菓子匠」を商人の中でも優遇するなど、多くの菓子職人が小田原に集まり、茶の湯文化の興隆にあわせて和菓子の文化も生み出されていった。</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																		
<p>(P41)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 文化財の分布状況</p> <p>小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は 5 件あり、史跡が 3 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 1 件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。</p> <p>また、小田原城下を中心に建造物を対象として、16 件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。</p> <p>県指定文化財については、建造物 5 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財については、建造物 10 件、史跡 11 件、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 3 件、天然記念物 23 件、歴史資料 16 件が指定を受けている。</p> <p>なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。</p> <p style="text-align: right;">指定文化財件数 (平成 23 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>—</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>史跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>23</td> <td>—</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>108</td> <td>16</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> </div>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財	絵画	1	2	6	—	9	彫刻	2	7	3	—	12	工芸品	—	1	6	—	7	古文書	—	—	23	—	23	考古資料	—	1	3	—	4	歴史資料	—	1	16	—	17	建造物	—	5	10	16	31	民俗文化財	有形民俗文化財	—	—	4	—	4	無形民俗文化財	1	2	3	—	6	記念物	史跡	3	1	11	—	15	天然記念物	1	4	23	—	28	合計	8	24	108	16	156	<p>(P40)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 文化財の分布状況</p> <p>小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は 4 件あり、史跡が 2 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 1 件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。</p> <p>また、小田原城下を中心に建造物を対象として、15 件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。</p> <p>県指定文化財については、建造物 5 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財については、建造物 10 件、史跡 11 件、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 3 件、天然記念物 23 件、歴史資料 16 件が指定を受けている。</p> <p>なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。</p> <p style="text-align: right;">指定文化財件数 (平成 23 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>—</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>史跡</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>23</td> <td>—</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>24</td> <td>108</td> <td>15</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table> </div>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財	絵画	1	2	6	—	9	彫刻	2	7	3	—	12	工芸品	—	1	6	—	7	古文書	—	—	23	—	23	考古資料	—	1	3	—	4	歴史資料	—	1	16	—	17	建造物	—	5	10	15	30	民俗文化財	有形民俗文化財	—	—	4	—	4	無形民俗文化財	1	2	3	—	6	記念物	史跡	2	1	11	—	14	天然記念物	1	4	23	—	28	合計	7	24	108	15	154
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																																														
有形文化財	絵画	1	2	6	—	9																																																																																																																																																													
	彫刻	2	7	3	—	12																																																																																																																																																													
	工芸品	—	1	6	—	7																																																																																																																																																													
	古文書	—	—	23	—	23																																																																																																																																																													
	考古資料	—	1	3	—	4																																																																																																																																																													
	歴史資料	—	1	16	—	17																																																																																																																																																													
	建造物	—	5	10	16	31																																																																																																																																																													
民俗文化財	有形民俗文化財	—	—	4	—	4																																																																																																																																																													
	無形民俗文化財	1	2	3	—	6																																																																																																																																																													
記念物	史跡	3	1	11	—	15																																																																																																																																																													
	天然記念物	1	4	23	—	28																																																																																																																																																													
合計	8	24	108	16	156																																																																																																																																																														
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																																														
有形文化財	絵画	1	2	6	—	9																																																																																																																																																													
	彫刻	2	7	3	—	12																																																																																																																																																													
	工芸品	—	1	6	—	7																																																																																																																																																													
	古文書	—	—	23	—	23																																																																																																																																																													
	考古資料	—	1	3	—	4																																																																																																																																																													
	歴史資料	—	1	16	—	17																																																																																																																																																													
	建造物	—	5	10	15	30																																																																																																																																																													
民俗文化財	有形民俗文化財	—	—	4	—	4																																																																																																																																																													
	無形民俗文化財	1	2	3	—	6																																																																																																																																																													
記念物	史跡	2	1	11	—	14																																																																																																																																																													
	天然記念物	1	4	23	—	28																																																																																																																																																													
合計	7	24	108	15	154																																																																																																																																																														

■新旧対照表

新

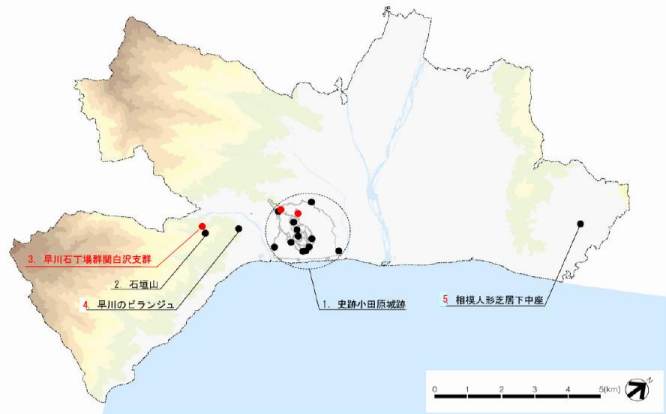
旧

(P42)

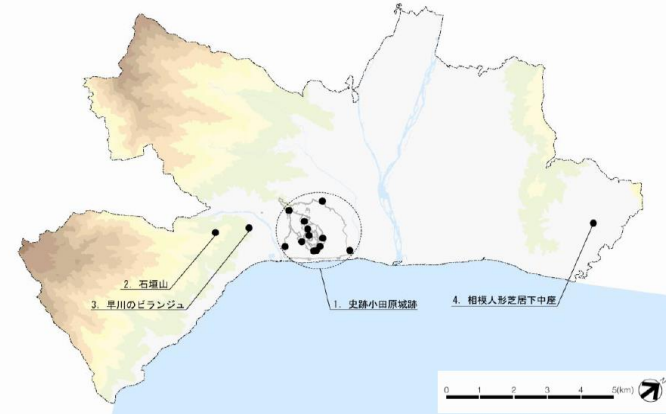
(P41)

(1) 国指定文化財

(1) 国指定文化財



国指定文化財位置図



国指定文化財位置図

国指定文化財一覧

No.	種別	名称	所在地
1	史跡	小田原城跡	城内ほか
		幸田門土塁	栄町1-91-27
		大堀切	十字四丁目1100-28
		八幡山古郭	城山
		八幡山古郭 (東曲輪)	城山3-26-1
		江戸口見附	浜町2-7-17
		大手門跡 (鐘楼)	本町1-5-24
		三の丸土塁	本町1-853-15
		箱根口門跡	本町1-853-217
		清閑亭土塁	南町1-5-73
		早川口遺構	南町4-412
		城下張出	谷津227-29
		小峯御鐘ノ台大堀切東堀	城山2-316ほか
		百姓曲輪	城山3-1035ほか
2	史跡	石垣山	早川梅ヶ窪
3	史跡	早川石丁場群関白沢支群	早川1394-21ほか
4	天然記念物	早川のピランジュ	早川飛乱地
5	無形民俗文化財	相模人形芝居下中座	小竹

国指定文化財一覧

No.	種別	名称	所在地
1	史跡	小田原城跡	城内ほか
		幸田門土塁	栄町1-91-27
		大堀切	十字四丁目1100-28
		八幡山古郭	城山
		八幡山古郭 (東曲輪)	城山3-26-1
		江戸口見附	浜町2-7-17
		大手門跡 (鐘楼)	本町1-5-24
		三の丸土塁	本町1-853-15
		箱根口門跡	本町1-853-217
		清閑亭土塁	南町1-5-73
		早川口遺構	南町4-412
城下張出	谷津227-29		
2	史跡	石垣山	早川梅ヶ窪
3	天然記念物	早川のピランジュ	早川飛乱地
4	無形民俗文化財	相模人形芝居下中座	小竹

■新旧対照表

新

(P43)

(2) 国登録有形文化財



国登録有形文化財位置図

国登録有形文化財一覧

No.	種別	名称	所在地
1	建造物	松永記念館・老樾荘	板橋513-7
2	建造物	山月(旧共寿亭)	板橋913
3	建造物	松永記念館・葉雨庵	板橋941
4	建造物	千世倭樓(旧菊地家住宅)主屋	風祭50
5	建造物	千世倭樓(旧菊地家住宅)土蔵	風祭50
6	建造物	だるま料理店主屋	本町2-1-30
7	建造物	濟生堂薬局小西本店店舗	本町4-2-48
8	建造物	清閑亭	南町1-5-73
9	建造物	小田原文学館別館(白秋童謡館)	南町2-3-18
10	建造物	小田原文学館本館	南町2-3-4
11	建造物	長谷川家住宅店舗及び主屋	国府津3-13-4
12	建造物	長谷川家住宅石蔵	国府津3-2-26
13	建造物	神戸屋ふるや店	国府津4-2-18
14	建造物	岩瀬家住宅主屋	鴨宮692
15	建造物	寶金剛寺庫裏	国府津2038
16	建造物	旧内野醬油店	板橋602ほか

旧

(P42)

(2) 国登録有形文化財





国登録有形文化財位置図

国登録有形文化財一覧

No.	種別	名称	所在地
1	建造物	松永記念館・老樾荘	板橋513-7
2	建造物	山月(旧共寿亭)	板橋913
3	建造物	松永記念館・葉雨庵	板橋941
4	建造物	千世倭樓(旧菊地家住宅)主屋	風祭50
5	建造物	千世倭樓(旧菊地家住宅)土蔵	風祭50
6	建造物	だるま料理店主屋	本町2-1-30
7	建造物	濟生堂薬局小西本店店舗	本町4-2-48
8	建造物	清閑亭	南町1-5-73
9	建造物	小田原文学館別館(白秋童謡館)	南町2-3-18
10	建造物	小田原文学館本館	南町2-3-4
11	建造物	長谷川家住宅店舗及び主屋	国府津3-13-4
12	建造物	長谷川家住宅石蔵	国府津3-2-26
13	建造物	神戸屋ふるや店	国府津4-2-18
14	建造物	岩瀬家住宅主屋	鴨宮692
15	建造物	寶金剛寺庫裏	国府津2038

■新旧対照表

新	旧
<p>(P69)</p> <p>にはスペイン風様式による別邸（現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財）が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」（国登録有形文化財）や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船（現・商船三井）の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、また、山縣有朋の側近であった松本剛吉も別荘（現在の岡田家住宅）を構え、敷地内には主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑の邸宅など数多くの別荘が営まれた。</p> <p>特に、松永安左エ門は、居宅「老樺荘」を営むだけではなく、古材を用い、茶室も兼ねた田舎家「無住庵」を造営、さらに昭和 34 年（1959）には自身が収集した古美術品等を展覧するための「松永記念館」を創建し、その翌年に収蔵庫の造営や庭園の整備を行うなど、近代の茶人として、また美術品コレクターとしても名を馳せ、その文化や歴史の面影は地区周辺に今もなお良好な歴史的景観として残されている。</p> <p>さらに、これに関連する建造物として、当時、茶人らが通った店舗（江嶋屋陶器店など）も今に残っている。</p> <p>『明治小田原町誌』によると、明治維新前後には「傳肇寺以西は住家なし」と言われた地域において、山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勳や財界人などの要人たちの別邸・別荘が建築されるとともに、近代の茶人文化の発信地となるなど、寺町として、そして職人町として栄えてきた板橋地区周辺の歴史に色を添える。</p> <p>板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘などが今も数多く残され、小田原北条氏の時代から江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴史と伝統が重層的に折り重なった地域である。</p> <p>この地域で行われる板橋地藏尊大祭や秋葉山火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくなりわいなどと地域に静かに佇む社寺仏閣や別邸等があいまって、良好な環境を形成している。</p>  <p style="text-align: center;">桜の花咲く西海子小路</p>	<p>(P69)</p> <p>にはスペイン風様式による別邸（現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財）が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」（国登録有形文化財）や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船（現・商船三井）の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、また、山縣有朋の側近であった松本剛吉も別荘（現在の岡田家住宅）を構え、敷地内には主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑の邸宅など数多くの別荘が営まれた。</p> <p>特に、松永安左エ門は、居宅「老樺荘」を営むだけではなく、古材を用い、茶室も兼ねた田舎家「無住庵」を造営、さらに昭和 34 年（1959）には自身が収集した古美術品等を展覧するための「松永記念館」を創建し、その翌年に収蔵庫の造営や庭園の整備を行うなど、近代の茶人として、また美術品コレクターとしても名を馳せ、その文化や歴史の面影は地区周辺に今もなお良好な歴史的景観として残されている。</p> <p>『明治小田原町誌』において、明治維新前後には「傳肇寺以西は住家なし」と言われた地域に山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勳や財界人などの要人たちの別邸・別荘が建築され、また、近代の茶人文化の発信地となるなど、寺町として、そして職人町として栄えてきた板橋地区周辺の歴史に色を添える。</p> <p>板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘などが今も数多く残され、小田原北条氏の時代から江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴史と伝統が重層的に折り重なった地域である。</p> <p>この地域で行われる板橋地藏尊大祭や秋葉山火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくなりわいなどと地域に静かに佇む社寺仏閣や別邸等があいまって、良好な環境を形成している。</p>  <p style="text-align: center;">桜の花咲く西海子小路</p>

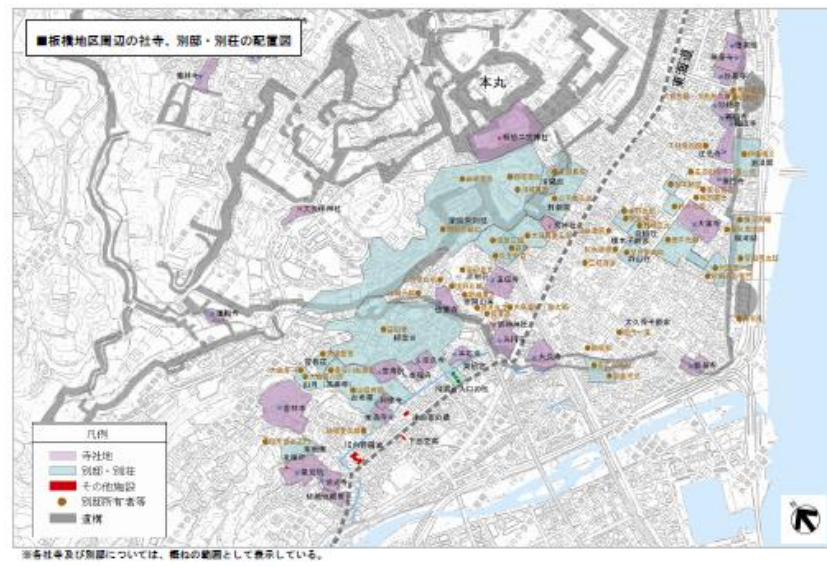
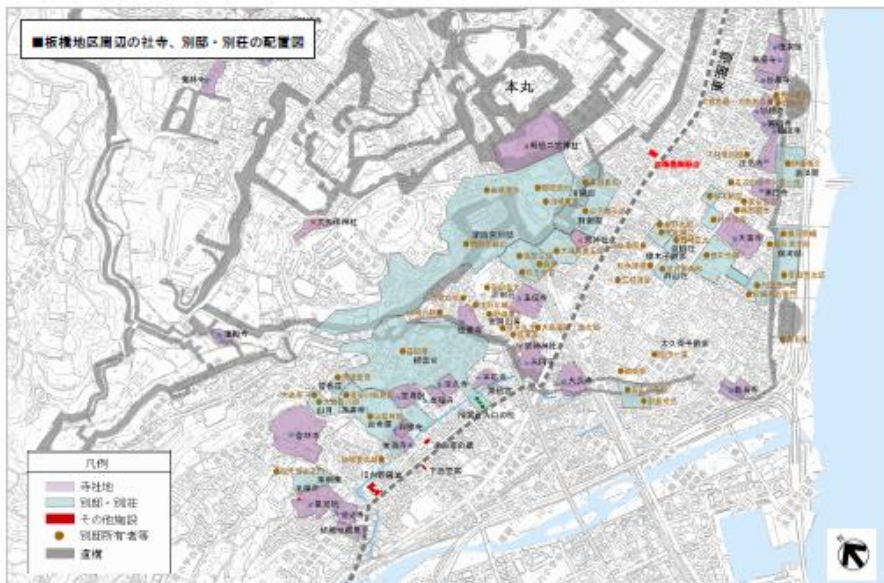
■新旧対照表

新

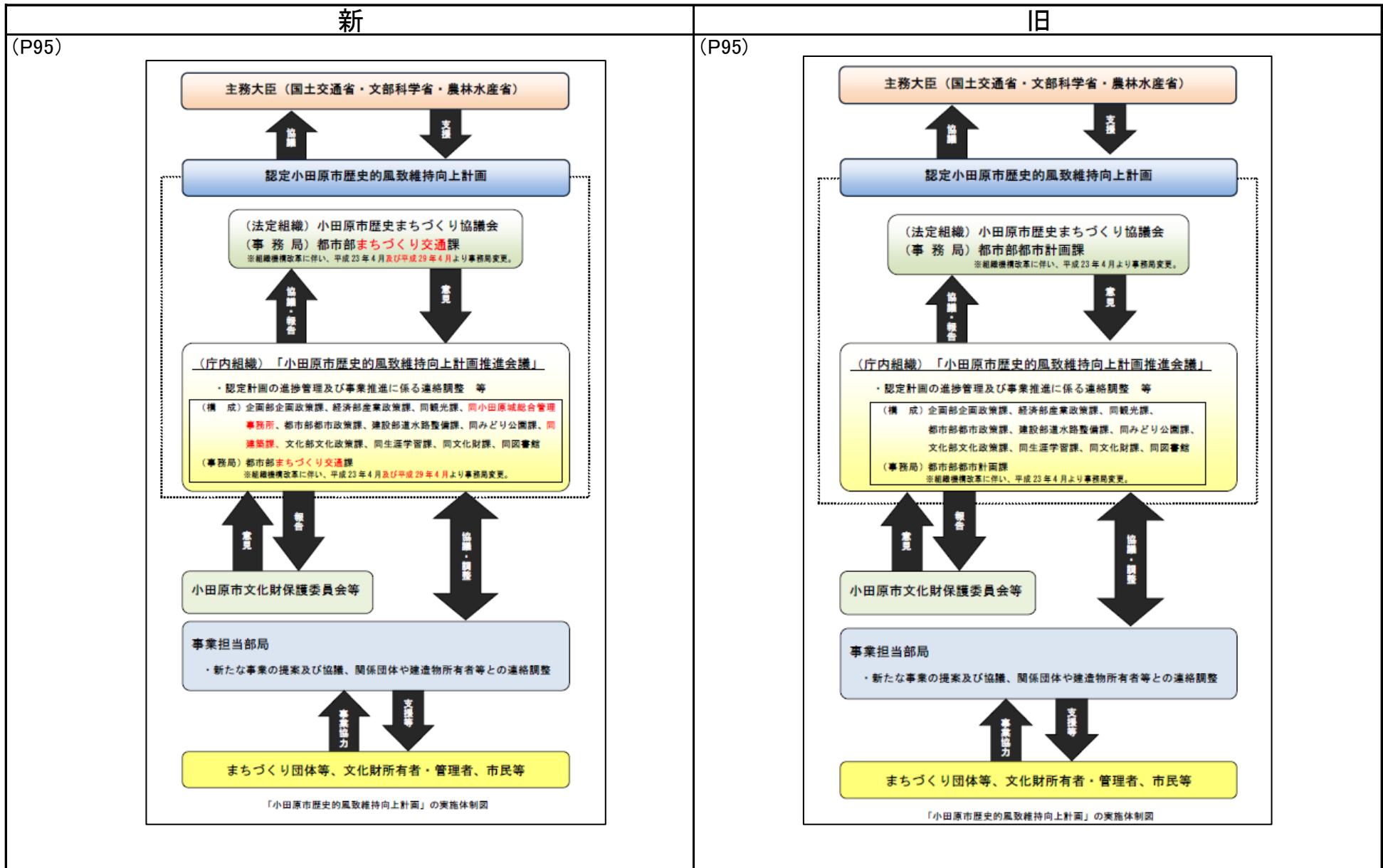
旧

(P70)

(P70)



■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
<p>(P116)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用</p> <p>(1) 全市に関する方針</p> <p>ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定 8 件、県指定 24 件、市指定 108 件、合計 140 件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として 16 件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。</p> <p>一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が存在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。</p> <p>その活用には行政だけでなく、建造物の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が主体的な役割を担うことが重要であることから、市はそれら文化財を管理する個人・団体との連携を密にし、管理団体等の市民が活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民一人一人が小田原の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切に育む気持ちが育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。</p> <p>なお、指定等文化財の活用にあたっては、文化財保護法等の法令の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないよう配慮するものとする。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財である「建造物」と「史跡」、「無形文化財等」について、種別ごとに文化財保護法等における既存の保存施策等の現状を踏まえるとともに、今後の歴史まちづくりにおける活用の方針を定める。</p> <p>《建造物》</p> <p>建造物のうち、市所有のものについては国登録有形文化財として原則公開されており、そのうちの一部の建造物は、管理する市民団体等により活用が図られ、市民・来訪者に小田原の歴史に触れる機会を提供しているものもある。</p> <p>こうした取り組みを今後とも進めていくためには、管理団体等と歴史的風致の維持向上に寄与する活用のあり方について連携して検討を進めていく必要がある。</p> </div>	<p>(P116)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用</p> <p>(1) 全市に関する方針</p> <p>ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定 7 件、県指定 24 件、市指定 108 件、合計 139 件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として 15 件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。</p> <p>一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が存在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。</p> <p>その活用には行政だけでなく、建造物の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が主体的な役割を担うことが重要であることから、市はそれら文化財を管理する個人・団体との連携を密にし、管理団体等の市民が活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民一人一人が小田原の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切に育む気持ちが育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。</p> <p>なお、指定等文化財の活用にあたっては、文化財保護法等の法令の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないよう配慮するものとする。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財である「建造物」と「史跡」、「無形文化財等」について、種別ごとに文化財保護法等における既存の保存施策等の現状を踏まえるとともに、今後の歴史まちづくりにおける活用の方針を定める。</p> <p>《建造物》</p> <p>建造物のうち、市所有のものについては国登録有形文化財として原則公開されており、そのうちの一部の建造物は、管理する市民団体等により活用が図られ、市民・来訪者に小田原の歴史に触れる機会を提供しているものもある。</p> <p>こうした取り組みを今後とも進めていくためには、管理団体等と歴史的風致の維持向上に寄与する活用のあり方について連携して検討を進めていく必要がある。</p> </div>

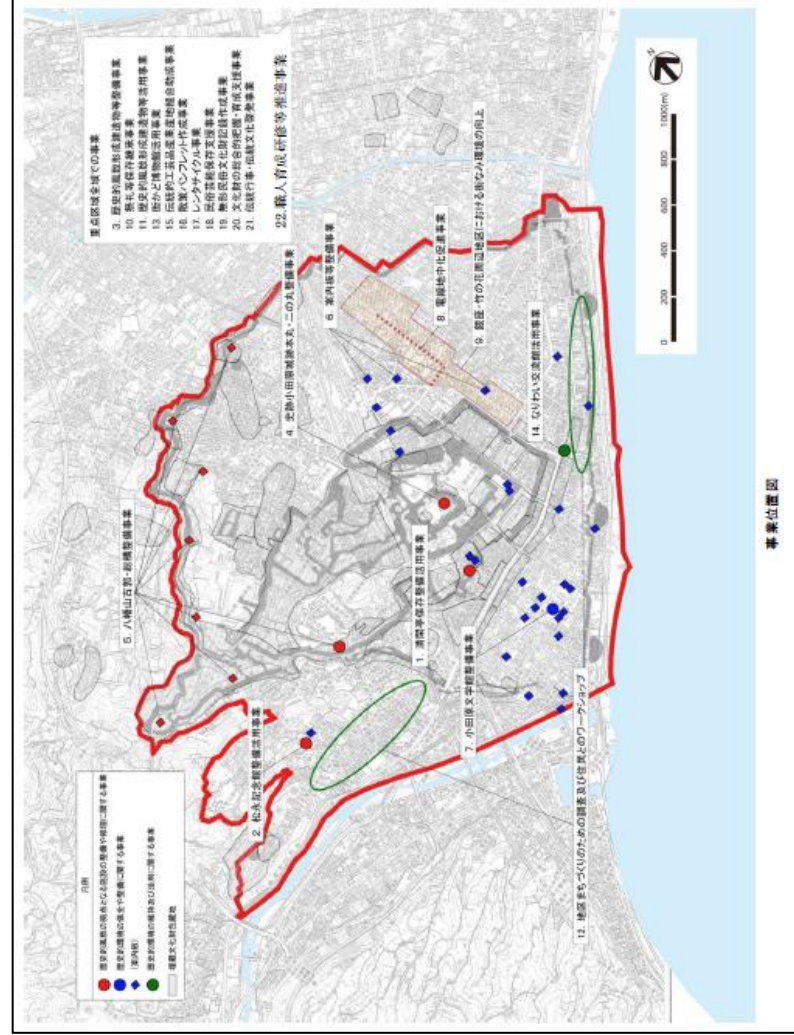
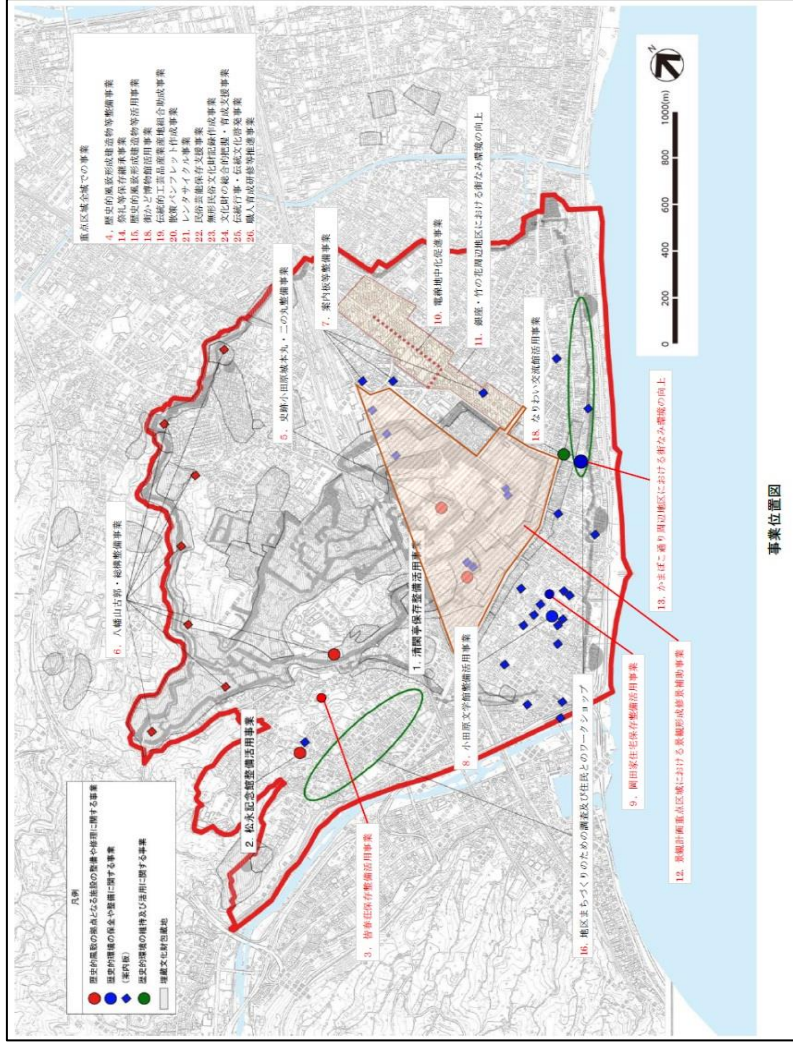
■新旧対照表

新

旧

(P129)

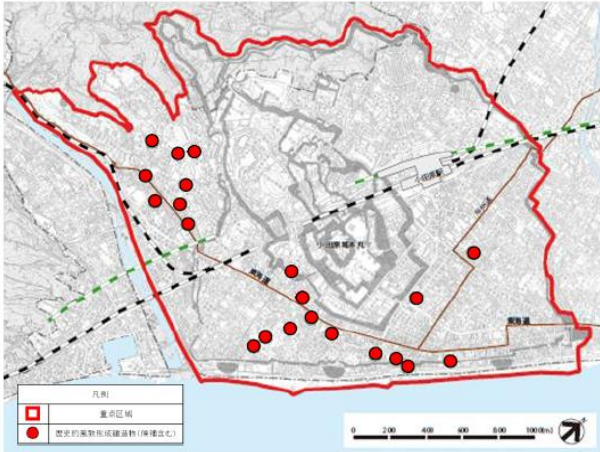
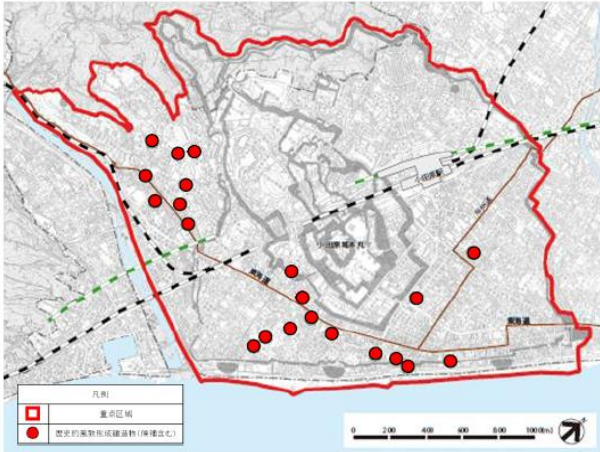
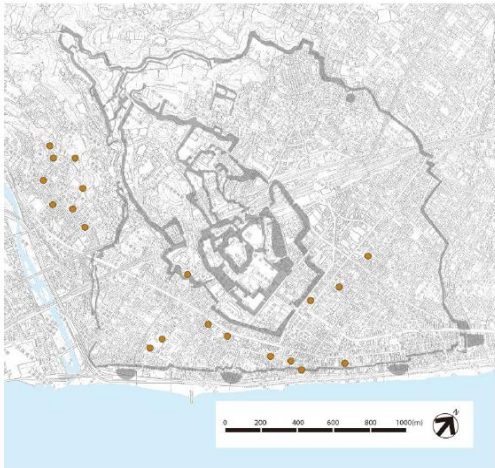
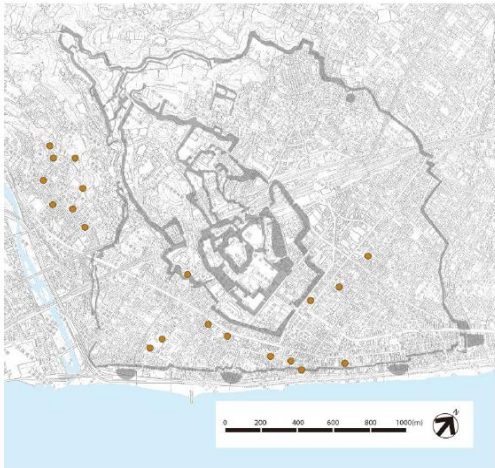
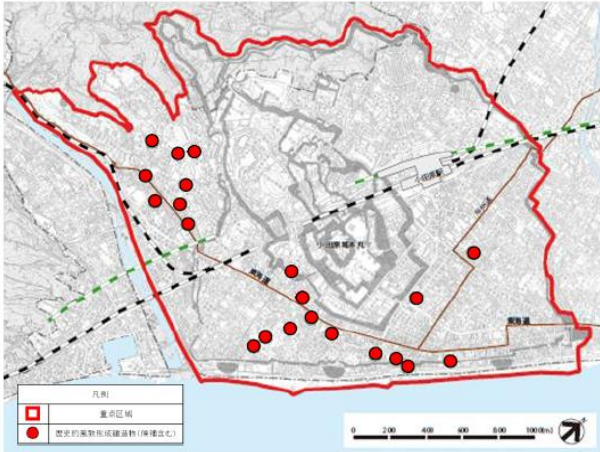
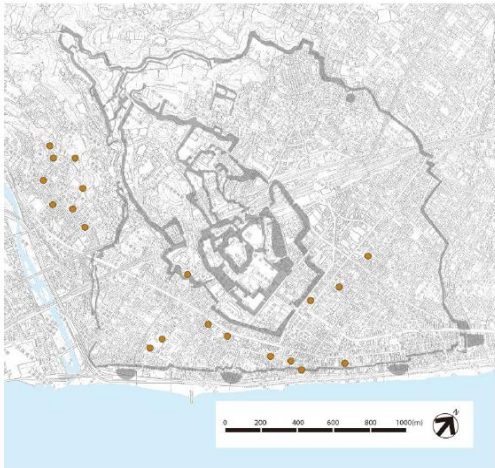
(P129)




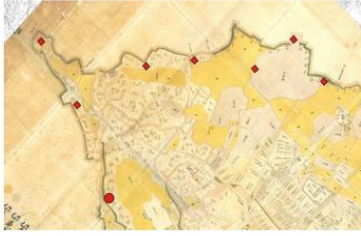


■新旧対照表

新	旧														
<p>(P132)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>3. 皆春荘保存整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  <p>事業位置図</p>  <p>皆春荘（主屋）</p>  <p>皆春荘（門）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休憩拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	3. 皆春荘保存整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	板橋	事業概要	<p>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  <p>事業位置図</p>  <p>皆春荘（主屋）</p>  <p>皆春荘（門）</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休憩拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<p style="text-align: center;">新規追加</p>
事業名	3. 皆春荘保存整備活用事業														
整備主体	小田原市														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業														
事業期間	平成30年度～平成32年度														
事業位置	板橋														
事業概要	<p>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  <p>事業位置図</p>  <p>皆春荘（主屋）</p>  <p>皆春荘（門）</p>														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休憩拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>														

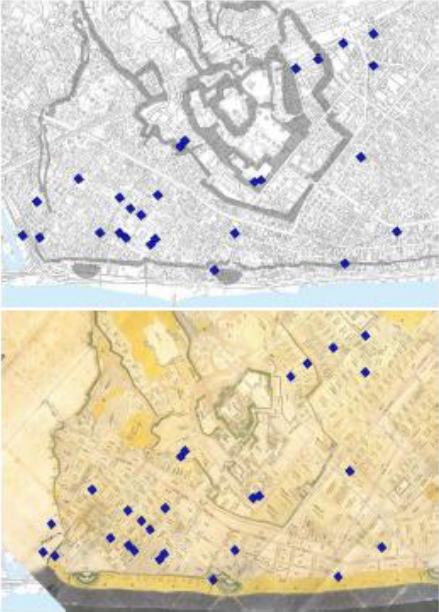
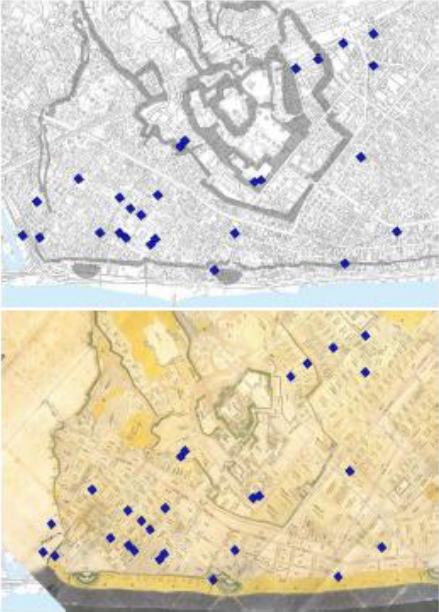
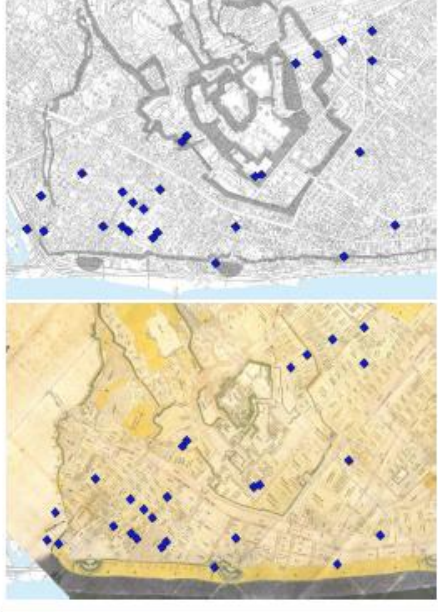
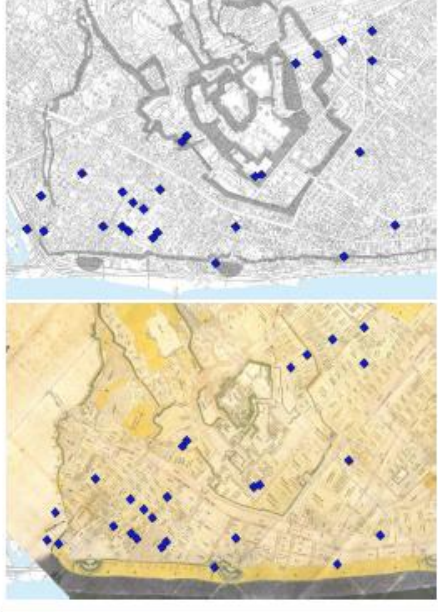
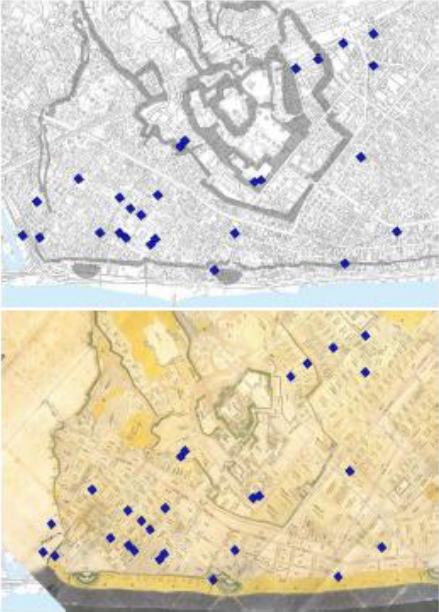
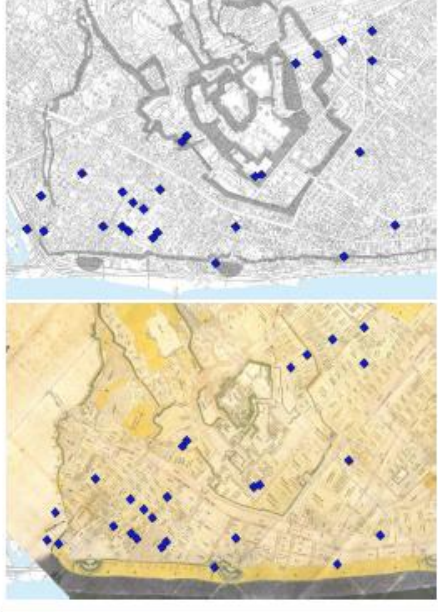
■新旧対照表

新		旧																											
(P133)		(P131)																											
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>4. 歴史的風致形成建造物等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> </td> </tr> </table>	事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>3. 歴史的風致形成建造物等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> </td> </tr> </table>	事業名	3. 歴史的風致形成建造物等整備事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>
事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業																												
整備主体	建物所有者・団体																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>																												
事業名	3. 歴史的風致形成建造物等整備事業																												
整備主体	建物所有者・団体																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>																												

■新旧対照表

新		旧	
(P135)		(P134)	
事業名	6. 八幡山古郭・総構整備事業	事業名	5. 八幡山古郭・総構整備事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業
事業期間	平成24年度～平成32年度	事業期間	平成24年度～平成32年度
事業位置	城山	事業位置	城山
事業概要	<p>平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <p>文久図における事業位置</p> </div>	事業概要	<p>平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <p>文久図における事業位置</p> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p>

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P136)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>7. 案内板等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p> <p>文久園における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	7. 案内板等整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p> <p>文久園における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>(P135)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>6. 案内板等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p> <p>文久園における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	6. 案内板等整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成29年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p> <p>文久園における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	7. 案内板等整備事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成32年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p> <p>文久園における事業位置</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												
事業名	6. 案内板等整備事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成29年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p> <p>文久園における事業位置</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P137)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>8. 小田原文学館整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>事業位置図</p> <p>文久園における事業位置</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>小田原文学館本館</p> <p>小田原文学館別館</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	8. 小田原文学館整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成25年度～平成32年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>事業位置図</p> <p>文久園における事業位置</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>小田原文学館本館</p> <p>小田原文学館別館</p> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>(P136)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>7. 小田原文学館整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～平成30年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>事業位置図</p> <p>文久園における事業位置</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>小田原文学館本館</p> <p>小田原文学館別館</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	7. 小田原文学館整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成25年度～平成30年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>事業位置図</p> <p>文久園における事業位置</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>小田原文学館本館</p> <p>小田原文学館別館</p> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	8. 小田原文学館整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成25年度～平成32年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>事業位置図</p> <p>文久園における事業位置</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>小田原文学館本館</p> <p>小田原文学館別館</p> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												
事業名	7. 小田原文学館整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成25年度～平成30年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>事業位置図</p> <p>文久園における事業位置</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>小田原文学館本館</p> <p>小田原文学館別館</p> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												

■新旧対照表

新	旧														
<p>(P138)</p> <table border="1" data-bbox="212 323 976 1366"> <tr> <td>事業名</td> <td>9. 岡田家住宅保存整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div data-bbox="409 603 920 880"> </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div data-bbox="414 922 645 1075"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（主屋）</p> <div data-bbox="696 922 920 1075"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（茶室）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	9. 岡田家住宅保存整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div data-bbox="409 603 920 880"> </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div data-bbox="414 922 645 1075"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（主屋）</p> <div data-bbox="696 922 920 1075"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（茶室）</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<p style="text-align: center;">新規追加</p>
事業名	9. 岡田家住宅保存整備活用事業														
整備主体	小田原市														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業														
事業期間	平成30年度～平成32年度														
事業位置	南町二丁目														
事業概要	<p>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div data-bbox="409 603 920 880"> </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div data-bbox="414 922 645 1075"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（主屋）</p> <div data-bbox="696 922 920 1075"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（茶室）</p>														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>														

■新旧対照表

新		旧																													
(P139)	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>10. 国道 255 号電線地中化事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>神奈川県</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 22 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道 600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p> <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	10. 国道 255 号電線地中化事業	整備主体	神奈川県	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	事業期間	平成 22 年度～平成 32 年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目	事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道 600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p> <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P137)	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>8. 国道 255 号電線地中化事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>神奈川県</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 22 年度～平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>栄町一丁目・栄町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p> <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業	整備主体	神奈川県	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	事業期間	平成 22 年度～平成 29 年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p> <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	10. 国道 255 号電線地中化事業																														
整備主体	神奈川県																														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））																														
事業期間	平成 22 年度～平成 32 年度																														
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目																														
事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道 600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p> <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p>																														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																														
事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業																														
整備主体	神奈川県																														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））																														
事業期間	平成 22 年度～平成 29 年度																														
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																														
事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p> <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>●●● 電線類地中化工事</p>																														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																														

■新旧対照表

新		旧																													
(P140)		(P138)																													
<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成23年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>栄町一丁目・栄町二丁目</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。	 <p style="text-align: center;">街並みの将来イメージ</p>	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>9. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・民間団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成23年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>栄町一丁目・栄町二丁目</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	9. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。	 <p style="text-align: center;">街並みの将来イメージ</p>
事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上																														
整備主体	小田原市																														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																														
事業期間	平成23年度～平成32年度																														
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																														
事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。																														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。																														
事業名	9. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上																														
整備主体	小田原市・民間団体																														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																														
事業期間	平成23年度～平成32年度																														
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																														
事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。																														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。																														

■新旧対照表

新	旧														
<p>(P141)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="255 300 376 336">事業名</td> <td data-bbox="383 300 1028 336">12. 景観計画重点区域における景観形成修景補助事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 336 376 373">整備主体</td> <td data-bbox="383 336 1028 373">建物等所有者・団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 373 376 410">支援事業名</td> <td data-bbox="383 373 1028 410">社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 410 376 446">事業期間</td> <td data-bbox="383 410 1028 446">平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 446 376 507">事業位置</td> <td data-bbox="383 446 1028 507">城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 507 376 1203">事業概要</td> <td data-bbox="383 507 1028 1203"> <p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>歴史的風致維持向上計画重点区域 景観計画重点区域(拠点型重点区域)</p> <p>小田原駅前での修景事例</p>  <p>整備前 整備後</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 1203 376 1358">事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td data-bbox="383 1203 1028 1358"> <p>重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景補助事業	整備主体	建物等所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目	事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>歴史的風致維持向上計画重点区域 景観計画重点区域(拠点型重点区域)</p> <p>小田原駅前での修景事例</p>  <p>整備前 整備後</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p style="text-align: center;">新規追加</p>
事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景補助事業														
整備主体	建物等所有者・団体														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業														
事業期間	平成30年度～平成32年度														
事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目														
事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>歴史的風致維持向上計画重点区域 景観計画重点区域(拠点型重点区域)</p> <p>小田原駅前での修景事例</p>  <p>整備前 整備後</p>														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>														

■新旧対照表

新		旧											
(P142)													
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">事業名</td> <td>13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">整備主体</td> <td>小田原市・民間団体</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">事業位置</td> <td>本町三丁目・浜町三丁目</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">事業概要</td> <td>小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。</td> </tr> </table> <div style="text-align: center;"> <p>小田原かまぼこ通り地区</p>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>街なみの将来イメージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地元活性化組織が 修景整備した山車小屋</p> </div> </div>	事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	本町三丁目・浜町三丁目	事業概要	小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。	<p>新規追加</p>
事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上												
整備主体	小田原市・民間団体												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業												
事業期間	平成30年度～平成32年度												
事業位置	本町三丁目・浜町三丁目												
事業概要	小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。												
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。											
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。												

■新旧対照表

新						旧					
(P152)						(P148)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：3	小田原市	3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：3	小田原市
4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：4	小田原市	4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：4	小田原市
5	済生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	国登録有形文化財	民間	5	済生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	国登録有形文化財	民間
6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有形文化財	民間	6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有形文化財	民間
7	山月 (旧共寿亭)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	民間	7	山月 (旧共寿亭)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	民間
8	龍清		本町 3-5-13	歴史的風致形成建造物 (平成20年3月10日指定) 指定番号：8	民間	8	龍清		本町	無	民間
9	龍常		本町	無	民間	9	龍常		本町	無	民間

■新旧対照表

新						旧					
(P153)						(P149)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
10	丸う田代		本町	無	民間	10	丸う田代		本町	無	民間
11	旧鈴廣本町店		本町	無	民間	11	旧鈴廣本町店		本町	無	民間
12	江嶋		栄町 2-13-7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月10日指定) 指定番号: 9	民間	12	江嶋		栄町	無	民間
13	欄干橋ちん里う		本町	無	民間	13	欄干橋ちん里う		本町	無	民間
14	広瀬屋店		板橋	無	民間	14	広瀬屋店		板橋	無	民間
15	下田豆腐店		板橋	無	民間	15	下田豆腐店		板橋	無	民間

■新旧対照表

新						旧					
(P154)						(P150)					
建造物名	写真	所在地	指定等	所有者	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		
16 旧内野醤油店	 店舗兼主屋（右）、 表塀（左）、新座敷（左奥）  店蔵  工場  穀蔵 ほか 文庫蔵、稲荷社	板橋 602 他	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成29年3月15日指定) 指定番号：7	民間	16 旧内野醤油店	 店舗兼主屋（右）、 表塀（左）、新座敷（左奥）  店蔵  工場  穀蔵 ほか 文庫蔵、稲荷社	板橋 602 他	歴史的風致形成建造物 (平成29年3月15日指定) 指定番号：7	民間		
17 津田家蔵		板橋	無	民間	17 津田家蔵		板橋	無	民間		
18 古稀庵		板橋	無	民間	18 古稀庵		板橋	無	民間		

■新旧対照表

新						旧					
(P155)						(P151)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
19	岡田家住宅	 主屋  茶室  庭園	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月15日指定) 指定番号：5	民間	19	岡田家住宅	 主屋  茶室  庭園	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月15日指定) 指定番号：5	民間
20	皆春荘	 主屋  門  庭園	板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月15日指定) 指定番号：6	民間	20	皆春荘	 主屋  門  庭園	板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月15日指定) 指定番号：6	民間
21	江崎屋陶器店		南町	無	民間						

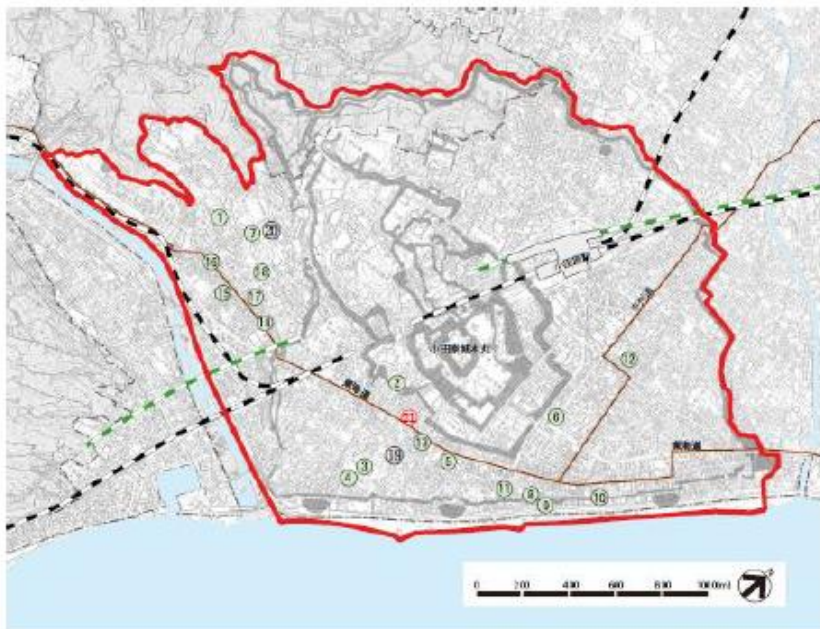
■新旧対照表

新

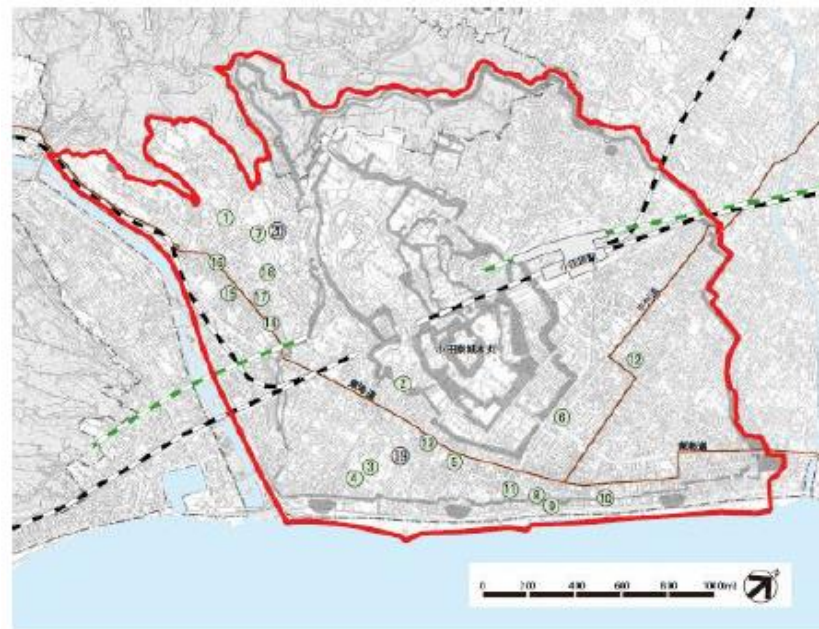
旧

(P156)

(P152)



歴史的風致形成建築物候補の位置図



歴史的風致形成建築物候補の位置図

■新旧対照表

新	旧
<p>(P161)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日)</p> <p style="text-align: center;">小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)</p> <p>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>4 リーダーは都市部まちづくり交通課歴史まちづくり担当課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) 文化部文化政策課</p> <p>(3) 文化部生涯学習課</p> <p>(4) 文化部文化財課</p> <p>(5) 文化部図書館</p> <p>(6) 経済部産業政策課</p> <p>(7) 経済部観光課</p> <p>(8) 経済部小田原城総合管理事務所</p> <p>(9) 都市部まちづくり交通課</p> <p>(10) 建設部道水路整備課</p> <p>(11) 建設部みどり公園課</p> <p>(12) 建設部建築課</p> </div>	<p>(P156)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項</p> <p style="text-align: right;">(平成23年7月1日)</p> <p style="text-align: center;">小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)</p> <p>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>4 リーダーは都市部都市計画課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) 文化部文化政策課</p> <p>(3) 文化部生涯学習課</p> <p>(4) 文化部文化財課</p> <p>(5) 文化部図書館</p> <p>(6) 経済部産業政策課</p> <p>(7) 経済部観光課</p> <p>(8) 都市部都市政策課</p> <p>(9) 都市部都市計画課</p> <p>(10) 建設部道水路整備課</p> <p>(11) 建設部みどり公園課</p> <p>（推進会議）</p> <p>6 推進会議は、リーダーが招集する。</p> <p>7 リーダーは、必要があると認められるときは、推進会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。</p> <p>（設置期間）</p> <p>8 推進会議の設置期間は、平成23年7月1日から平成33年3月31日までとする。</p> </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P162)</p> <p>(推進会議)</p> <p>6 推進会議は、リーダーが招集する。</p> <p>7 リーダーは、必要があると認められるときは、推進会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。</p> <p>(設置期間)</p> <p>8 推進会議の設置期間は、平成23年7月1日から平成33年3月31日までとする。</p> <p>9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>10 推進会議の庶務は、都市部まちづくり交通課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>11 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。 (小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項の廃止)</p> <p>2 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項(平成21年6月1日制定)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(P157)</p> <p>9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>10 推進会議の庶務は、都市部都市計画課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>11 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。 (小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項の廃止)</p> <p>2 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項(平成21年6月1日制定)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P165)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者 (2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者 (3) 行政職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。 <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 </div>	<p>(P160)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者 (2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者 (3) 行政職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 委員会に会長及び副会長1人を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。 <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P166)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(関係者の出席) 第6条 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持) 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(庶務) 第8条 協議会の事務は、都市部まちづくり交通課において処理する。</p> <p>(委任) 第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> </div>	<p>(P161)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(関係者の出席) 第6条 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持) 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(庶務) 第8条 協議会の事務は、都市部都市計画課において処理する。</p> <p>(委任) 第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> </div>